

(財)日本セーリング連盟と日本小型船舶検査機構との意見交換会議事録

1. 日時：平成17年10月21日(金) 15:00~17:00

2. 場所：日本小型船舶検査機構 第1会議室

3. 出席者；

(財)日本セーリング連盟：古川外洋統括委員長、渡辺外洋法規委員長、林外洋技術委員長、浪川安全通信委員長、浅野外洋統括委員長補佐、寺澤事務局
日本小型船舶検査機構：中園理事、吉海業務部長、井上企画部長、平原検査検定課長、矢野技術課長、熱田広報サービス課長、西條企画課長

4. 配布資料

- (1) 平成17年度全国安全講習会 確認事項
- (2) 平成17事業年度重点事項
- (3) 船舶検査隻数、予備検査・検定件数及び登録実績の推移
- (4) 平成17年度調査、試験及び研究事業の概要

5. 議事概要

(1) 中園理事の開会挨拶、参加者の紹介後、用意した資料に基づき、説明及び質疑応答に入った。

(2) 渡辺外洋法規委員長から、資料(1)により、国際的なORC(Ocean Racing Club)の04/05版Special Regulationsに基づく連盟ルールには消火器、レーダーリフレクター等、機構の技術基準と重複する要求事項があり、調整してほしい旨説明後、以下の質疑応答があった。

機構：ORCのルールの位置付けはどうなのか。

連盟：ルールを満足しているか2名の立会人が確認し、満足しないと国際レースへの参加資格を得られない。国内発着の国際レースの場合に問題となるかもしれない。

消火器については、今回のルールで搭載することを要求された。ただし、消火器自体の要件は規定されていない。

ORCのルールは、實際上適用が無理なものを除き、基本的にISOを引用することとしている。

機構：連盟の参加者数はどのくらいか。

連盟：約1万名、そのうち、外洋を走れるクラスは1~1.5千名程である。

(3) 井上企画部長が、資料(2)を用いて、機構の重点事項に基づき、茨城県における検査の落とし込み等の社会状況からひたちなか支部と千葉支部を統合すること、機構として

もミニポートや帯状5マイル取得船について調査を予定していること等説明した。

(4) 平原検査検定課が、琵琶湖でのヨット「ファルコン」の事故を教訓に、安全のためのパンフレットを作成するにあたって連盟の協力をいただいたことに感謝する旨述べるとともに、資料(3)に基づき、検査・登録隻数の推移について、平成8年度をピークに検査実績は減りつづけていること等説明した。

(5) 矢野技術課長が、機構の調査試験研究事業に連盟から林外洋技術委員長に参加いただいていることに感謝するとともに、来年度以降の調査試験研究事業のテーマ探しのアンケートへの協力をお願いした。また、資料(4)に基づき、平成17年度の調査試験研究事業について、継続2件及び新規1件の概要を説明した。

(6) それぞれの資料説明後、自由討議とし、以下の質疑応答があった。

連盟：受検に苦労している。1千隻程のヨットは検査対象から除外できないか。登録検査機関の活用はできないか。

また、機構の技術基準と連盟のルールの間を両方を満足させることに苦労するので、整理できないか。自己整備型の制度にできないのか。

さらに、海難の調査試験研究はハード面からの評価・分析に偏っている。プレジャーボートを対象とするのであれば、ソフト面や運用面にも広げ、成果が安全講習会的なものではなく、実地訓練を重視するような調査試験研究にしてほしい。

機構：安全に関して、より実際的な議論をすべきというお叱りについては謙虚に受けとめ、今後、議論を深めたい。ただし、機構の所掌事務は本来ハード面であることもあり、仰っていることは船員教育機関や海保の所掌事務の範疇と思われる。

自己確認の方向は時代の流れであることは認識しており、最近では検査時の基準適合性の確認方法として、所有者の自己確認の結果も取り入れてきている。

また、所有者の中には、船舶に関しプロも初心者もいる。使用状況も考慮せずに、ハードの要件を定めるのもどうかということもある。最近、火工品の使用において問題があるとの意見が機構のお客さま相談室に持ち込まれた。対応を機構内で検討し、メーカーの協力で使用方法を添付した事例もある。

連盟：海外の火工品は使用方法は単純である。国内の火工品は構造が複雑で、メーカーごとに着火方法が異なっている。

機構：船舶の法定備品が検査用設備にならないよう、より使いやすいものとするため、これからも意見や指摘をお願いしたい。

連盟：ISO規格として制定されたものは国内でも使えるようにすべき。

機構：ISO規格の位置付け、検討過程、完成度を考慮すると、ISO規格ということだけで機構の基準として採用することには疑問がある。

連盟：海外で使用されている製品にもいいものがある。

機構：本件の解決のためには、基準自体の問題と誰が基準適合性を確認するかの問

題の両方を片づけないといけない。

連盟：船内に「桜マーク」のある備品とない備品の両方を設置している場合があるが、両備品があっても海保は違反とは言わないこととなったと聞いている。法定備品が検査用備品となっている例がある。

また、レースにおける使用を考えると、携帯電話ではなく、一斉通話が可能な無線設備の使用が望ましいが、電波法が障害となっている。

機構：電波は公共財として管理すべきものというのが、電波法の基本的な考え方。

連盟：公共放送を行おうするものではなく、VHFは遠距離通信には使えないものであるが。